

みなさんが考える

まちづくり活動を応援します！

町のいろいろなお仕事が
体験できるイベントを
やってみたい！

子どもから大人まで多くの人が
楽しめる音楽祭を
開催したい！

「町民が考え、町民が主体となって、町民のために実施する」

本町の課題解決やより良いまちづくりのため、

町民の皆さんが考え、ご提案いただいた事業について、その経費の一部を町が補助します。



住民提案型事業

●補助対象団体

3人以上の団体で、代表者および構成員の半数以上が
町内に住所や勤務先を有するもの

(※行政区、旧小学校区、区単位での組織は対象外)

●補助対象活動

住民団体が自主的・自発的に行う

まちづくりに役立つ公益的な事業(※)で、

本支援終了後も団体事業として継続して実施するもの

●補助金額

補助上限額：30万円

(補助対象額の90%以内、上限30万円)

対象テーマ

まちづくりに役立つ事業をご提案ください

(例)

- みんなで楽しむスポーツプロジェクト
- おしごと体験イベント
- パパママと楽しむ体験フェア

行政提案型事業

●補助対象団体

3人以上の団体で、代表者および構成員の半数以上が
町内に住所や勤務先を有するもの

(※行政区、旧小学校区、区単位での組織は対象外)

●補助対象活動

町が設定した対象テーマに対して

アイデアを盛り込んで提案された公益的な事業(※)で、

本支援終了後も団体事業として継続して実施するもの

●補助金額 補助上限額：50万円

(補助対象額の90%以内、上限50万円)

対象テーマ

- 中心市街活性化につながる事業(地域振興課)
- 町文化財を活用した甲佐町の魅力活性化事業(社会教育課)
- スポーツ活動を通した町活性化事業(社会教育課)
- 高齢者の生きがいづくりと世代を超えた交流事業(社会教育課)
- 移住者交流事業(地域振興課)

(※)「公益的な事業」とは、特定の個人やグループの利益ではなく、
広く社会全体、不特定多数の利益にかなう事業のこと。



**本事業の補助対象となるには、上記を含め、甲佐町提案型事業補助金交付要綱および
要領に定めるすべての条件を満たす必要があります。**

- ・計画書の提出後、必要に応じ、町が指定する日時に
プレゼンテーションを実施していただき審査します。
- ・申請された事業の実施は、必ず町の交付決定後以降に
お願いします。
- ・補助金の交付については、事業終了後の実績報告
提出後となりますのでご注意ください。

補助対象の経費例

報償費	事業実施に必要な講師、専門家等への報償、謝礼等
旅費	講師、専門家、参加者等の不可欠と認められる旅費
需用費	ちらし、ポスター等の印刷費、材料等の購入費等

申請期限 令和8年3月31日(火)17:00まで

(本制度のお問い合わせ先)

甲佐町役場 地域振興課商工観光係

TEL: 096-234-1154

時間: 平日 8:30~17:00

ご来庁の際は、ご連絡のうえお越しください



**まずは、地域振興課に
お問い合わせください！**